

茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する ガイドラインのマニュアル



令和3年4月改定

ひたちなか市

市内で太陽光発電施設を設置する際は、 施工前に事前協議が必要です

太陽光発電施設について事業者に必要な設置を促すため、茨城県においては、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを平成28年10月1日に施行しました。

事前協議が必要な施設

以下の①～④のいずれかに該当する施設を施工する際には事前協議が必要となります。(FIT法認定取得の有無は問わない)

(茨城県ガイドラインによる事前協議対象事項)

- ①発電出力が50kW以上の施設
- ②分割案件(実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の発電施設に分割して設置し、合算した発電出力が50kW以上となる場合)
- ③太陽光発電施設の設置に適切でない地域(3ページ参照)に該当する発電施設

(ひたちなか市独自の事前協議対象事項)

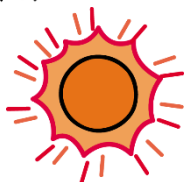
- ④太陽電池モジュール(太陽光パネル)の支持物が4mを超える施設

ただし、以下の場合には上記①～④いずれかに該当しても事前協議の対象外とします。

事前協議対象外となるケース

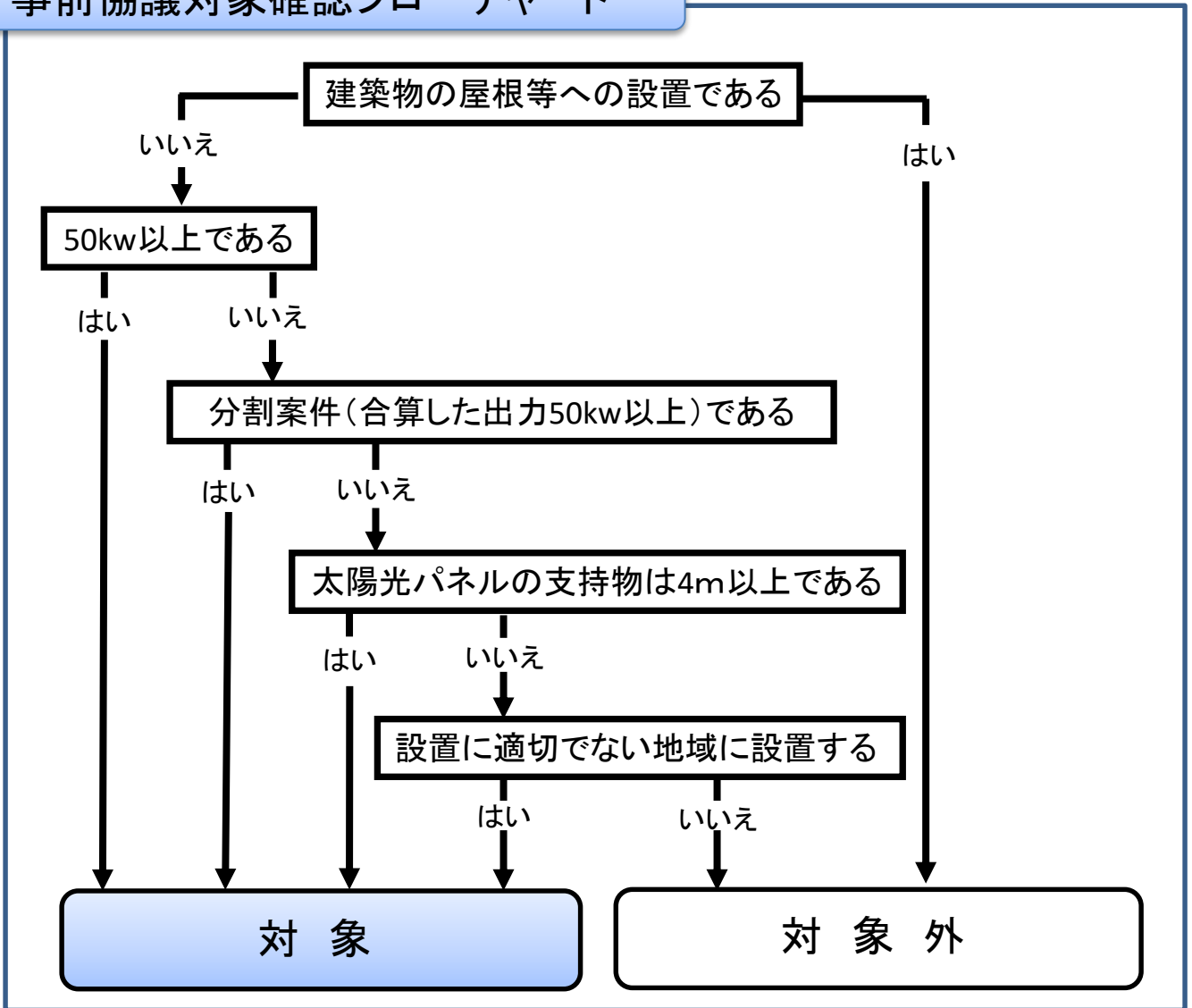
- ・建築物の屋根等に太陽光電池モジュールを設置する場合
- ・上記②, ③, ④のいずれにも該当せず、発電出力50kW未満の施設

注意 事前協議対象外となるケースであっても、県のガイドラインに基づく施工・管理を行ってください。



事前協議対象か否かは
次ページのフローチャートを参照

事前協議対象確認フローチャート



市への届出が必要なもの (分割案件は合算した出力で判断する)

- ・事業概要書
- ・位置図(縮尺1/12, 500程度)(縮尺1/1, 500程度)
- ・土地利用計画図(配置図)
- ・本体, 架台の構造図
- ・事業説明報告書
- ・工事完了報告書(「施設全体の写真」と「標識・柵等が設置されていることが分かる写真」を添付)
- ・支持物の構造計算書等, 構造強度が確認できる資料(4mを超える支持物を設置する場合に限る)
- ・変更内容を記載した事業概要書(事業概要書の提出後に, 事業計画や事業者等に変更が生じた場合)
- ・その他市長が必要と認めるもの

太陽光発電施設の設置に適切でない地域

R3.4.1 現在

関係法令	設置に適切でない地域	担当課及びひたちなか市の該当地
自然公園法	【国定公園】 ① 特別保護地区 ② 第1種特別地域 ③ 第2種特別地域 ④ 第3種特別地域	茨城県自然環境課 該当箇所：なし
茨城県立自然公園条例	【県立自然公園】 ① 第1種特別地域 ② 第2種特別地域 ③ 第3種特別地域	茨城県自然環境課 該当箇所：大洗自然公園（平磯～阿字ヶ浦地区）
茨城県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区	ひたちなか市経済環境部環境保全課 該当箇所：釜上，多良崎城跡
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	ひたちなか市経済環境部環境保全課 該当箇所：国営ひたち海浜公園
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	① 農用地区域 ② 甲種農地又は採草放牧地 ③ 第1種農地又は採草放牧地	①ひたちなか市経済環境部農政課 ②ひたちなか市農業委員会事務局 ③ひたちなか市農業委員会事務局 該当箇所：市内全域（所管課要確認）
森林法	保安林	ひたちなか市経済環境部農政課 該当箇所：阿字ヶ浦，長砂，平磯，釈迦町の一部地域
河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地	①②③ひたちなか市建設部河川課 該当箇所：市内全域（担当課要確認）
海岸法	① 海岸保全区域 ② 一般公共海岸区域	常陸大宮土木事務所河川整備課 該当箇所：①ひたちなか市に位置する海岸 ②なし
砂防法	砂防指定地	常陸大宮土木事務所河川整備課 該当箇所：なし
地すべり等防止法	地すべり防止区域	常陸大宮土木事務所河川整備課 該当箇所：なし
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	常陸大宮土木事務所河川整備課 該当箇所：八幡町，牛久保，和田町，南坂，川戸，坏，湊栄町，清水町の一部地域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	常陸大宮土木事務所河川整備課 該当箇所：市内3区域
都市計画法	風致地区	ひたちなか市都市整備部公園緑地課 該当箇所：市内全域（担当課要確認）
文化財保護法	① 重要文化財 ② 国指定史跡 ③ 名勝 ④ 天然記念物等指定地	ひたちなか市教育委員会総務課文化財室 該当箇所：市内全域（担当課要確認）
茨城県文化財保護条例	① 県指定有形文化財 ② 名勝 ③ 天然記念物等指定地	ひたちなか市教育委員会総務課文化財室 該当箇所：市内全域（担当課要確認）

市への届出フロー図

